

令和6年度

# 岐阜県介護福祉士等 修学資金貸付制度の ご案内

## 岐阜県介護福祉士等修学資金貸付制度とは

岐阜県福祉人材総合支援センターが介護福祉士・社会福祉士養成施設に在学する方に対し、**無利子**で修学資金の貸付を行う制度です。国家資格登録後**5年間**、**岐阜県内で介護または相談援助等の業務に継続して従事**すれば全額返還免除となる**返還免除型貸付金**です。

## 対象者

介護福祉士養成施設(対象:大学・短大・専門学校)・社会福祉士養成施設(対象:短期養成施設・一般養成施設)に入学する方で、次のいずれかに該当する方

- ①岐阜県内の養成施設に入学する方
  - ②岐阜県内に住民登録をしており、岐阜県外の養成施設等に入学する方
- ※なお養成施設等の入学年度以前に岐阜県内に住民登録をしていた方や、外国からの留学生等で、卒業後に岐阜県内において対象業務に従事する意思があると認められる方も対象となります。

## 貸付額

大学 (修学年数4年の場合) ..... **最大288万円**  
短大・専門学校 (修学年数2年の場合) ..... **最大168万円**

(生活費加算は除く)

### 内 訳

月額 (在学中) <b>5万円以内</b> 年2回交付	+	入学 準備金 <b>20万円以内</b> 初回のみ	+	就職 準備金 <b>20万円以内</b> 最終回のみ	+	国家試験 受験対策費用 <b>4万円以内</b> 卒業年度及び その前年度	+	生活費加算 <b>月額(在学中)詳細は お問合せください</b> ※生活保護世帯の子ども、またはそれに準ずる世帯と認められた方には、在学中の生活費を上乗せして貸付を行うことができます。(生活費加算のみの貸付は行いません)
--------------------------------------	---	------------------------------------	---	-------------------------------------	---	---	---	--

※国家試験受験対策費用は  
介護福祉士養成施設に限る

※国が実施する「高等教育の修学支援新制度」を併用する場合は、減免額に応じて貸付額を調整させていただきます。

